



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 19(2), 242-244
Issue Date	1968-11-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16107">https://hdl.handle.net/2115/16107</a>
Type	other
File Information	19(2)_p242-244.pdf



## 雜 報

一、六月二日（金曜）午後一時半—五時半

「いわゆる新訴訟物理論出現の状況について」

報告者 小山 昇 教授

出席者 十八名

一、ドイツでは、一九二七年のローゼンベルクの著作以来引続き訴訟物理論が唱えられてきたが、日本では、一九五一年小山教授が訴訟物理論（北大法学論集）（十一巻三号）を唱えられたまで殆んど顧りみられなかった。ところが最近日本でも俄かに訴訟物論議が盛んになり、近々十二年間に七〇点を越す論文が発表されている。ここに見られる訴訟物理論の特色としては、(1)個別的訴訟（例えば損害賠償請求の訴訟物の如き）について訴訟物を考えるようになったこと、(2)通常の民事訴訟法以外で訴訟物が考えられるようになったこと（例えば抗告訴訟、税務訴訟、労働訴訟における訴訟物の如き）があげられる。

ところで、外国の学説に敏感に反応する日本の学会において、一九五五年頃まで余り訴訟物理論が問題視されなかった理由は一体どこにあったのか？ 又一九五五、六年以降日本で俄かに訴訟物論議が盛んになったのは、いかなる必然性にもとづくのか？ 前の疑問に対する答としては、旧訴訟法理論がドイツで克服された時期に、日本では漸く旧訴訟法理論が定着し始めていたため、

学者や実務家は俄かに説を変えることができなかったためであろうとされ、後の問題に対する解答としては、時代の動き（例えば戦後民主主義の定着化と資本主義の高度化に伴う事件の質的量的拡大）とそれに対応する理論的動揺とがあげられる。訴訟物理論が反省されるに至った原因として、上述したような戦後民主主義の定着化と資本主義の高度化といった時代の激しい動揺をあげられた点は興味深かった。殊にその例証として、行政、労働等は独占等に対する考え方の変化が、紛争の対象の法理論的組み立て方を異ならしめてきた主な原因であるとされ、さような観点から、法学を勉強する場合単なる法律技術の勉強のみでなく、「現代」の正しい把握、「現代的感覚」の涵養こそ若い研究者にとつて重要である旨を力説された。そこに小山民訴理論の法哲学的基礎もうかがわれて、誠に興味深くかつ有益であった。

二、ところで、小山民訴理論（殊に訴訟物理論）を規定した最初の動機は、(1)民事訴訟の目的は、権利保護でなく紛争解決であるといえながら、何故民事訴訟の対象を法律上の権利に限定するのか？ (2)一個紛争について何回も訴訟をおこせる（特に請求権競合の場合）のは不当ではないのか？ という点への疑いであったといわれる。

小山教授等によって日本の民訴学会に導入された新訴訟物理論は、今日では単に民事訴訟法の領域においてのみでなく、行政争訟、労働争訟にも影響を及ぼしており、更には民法の実体法理論にさえインパクトを与えているのではないだろうか（新実体法

説)。

以上のように、日本に新訴訟物理論がいかにして導入されたか、又その果している機能及び影響いかん等の問題を、法制度のよつてたつ社会経済的背景との関連において、門外漢にもよくわかるように懇切に説明された。その基底には時代の動きを踏えた問題意識がビビットに躍動していて、技術学と考えられる民訴の枠を越えた法哲学的講演とも称されうる内容の充実した報告で、少々な法学会の中の講演としては勿体ない報告であった。

討論の中心は、主として形成訴訟の訴訟物の性格や特定方法の点に集中した。特に口頭弁論終結時において予測出来なかつた事態(生活事実)が生じた場合の訴訟物の問題等、流動的な生活関係をどのように訴訟の対象とし特定化するのか、果して可能か、その場合の法技術的構成い、かん等々、会社訴訟、行政訴訟、労働争訟、独禁法争訟等に関する問題が出されて活発に討議された。

### 北海道大学法学部法学会記事

一、五月三〇日(金曜)午後一時半—四時半

「法学会(研究会)のあり方について」

出席者 十一名

発足時の研究会としての法学会と今日の法学会の機能は、大分違つてきている。研究会の細分化が法学会の存在意義を弱めているが、他面又研究会の細分化が、その必要性を高めている側面の

あることも見逃せない。このような点についての認識と評価は、多くの会員の中に存在するわけであるが、それにも拘らず法学会への積極的評価がなされないとすれば、各員の中から自発的な意欲が出てくるまで中止してよいという二、三の意見もあったが、大勢は今ままで通り継続していった方がよいということで落着いた。研究会のあり方、運営に関しては特に新しい提案はなかつた。

以上

### 北海道大学法学部公法研究記事

(昭和四三年九月)

一、九月一三日(金)判例研究

判例時報五〇四号 三頁

判例時報五〇四号 六二頁

浜 秀和  
杉浦靖子

二、九月二七日(金)判例研究

判例時報五〇四号 四五頁

判例時報五〇五号 一七頁

判例時報五〇五号 二九頁

大沢幸夫  
秋山義昭  
小野善康

### 北海道大学法学部民事法研究記事

三、四月二六日(金)最高裁判所判例研究

○民集二二卷 一号 一五五頁

民集二卷 三号 七八〇頁  
○民集二卷 九号 二三四九頁

中川良延  
五十嵐清

○民集二卷 一号 二六二頁  
○民集二卷 一号 三七八頁  
○民集二卷 三号 六九七頁  
○民集二卷 四号 九六一頁

神田孝夫  
青竹正一  
池田糸男  
藤岡康宏

四、五月一〇(金) 最高裁判所判例研究

○民集二卷 三号 七二八頁  
○民集二〇卷 九号 一七五六頁

藤原雄三  
佐藤敏昭

九、六月二八日(金) 最高裁判所判例研究

○民集二〇卷 一号 三四四頁  
○民集二卷 八号 二二〇頁

池田糸男  
川井 健

○民集二卷 三号 五五一頁  
○民集二卷 三号 六二四頁  
○民集二卷 三号 六七一頁  
○民集二卷 一号 二九五頁

小林資郎  
藪 重夫  
石川恒夫  
岡本 垣

五、五月一七日(金) 最高裁判所判例研究

○民集二卷 一号 七七頁  
○民集二卷 三号 七九六頁  
○民集二卷 一号 三八八頁

近藤弘二  
別府三郎  
藪 重夫

北海道大学刑事法研究会記事

六、五月二四日(金) 最高裁判所判例研究

○民集二卷 一号 一三三頁  
○民集二卷 一号 四八三頁  
○民集二卷 一号 一八九頁

小林資郎  
齋藤 武

五、九月七日(土)

○「小定型」についての試論

小暮得雄

○民集二卷 一号 二三一頁

見沢俊明  
佐保雅子

七、六月七日(金) 最高裁判所判例研究

○民集二卷 一号 四七五頁  
○民集二卷 一号 四九二頁  
民集二卷 三号 六五九頁

中川良延

○民集二卷 八号 二二一〇頁

相原東孝  
川井 健

八、六月一四日(金) 最高裁判所判例研究